平成３０年（フ）第２９号
北海道苫小牧市三光町５丁目９番３号
債務者　小山　沙織
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田美由紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第３６号
和歌山市本町５丁目11番地
債務者　栖原　　豊
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　栄司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第４４号
金沢市浅野本町２丁目20番９号　ディフォーレ104号
債務者　近澤　秀人
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　久幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２９６号
名古屋市瑞穂区瑞穂通８丁目25番地　ｍａｉｓｏｎ　ｓｐａｄｅ　804号、従前の住所奈良県奈良市北登美ヶ丘３丁目15番８号
債務者　蜷川　敏明
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇佐美芳樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１８号
埼玉県川越市野田町１－４－44、住民票上の住所埼玉県川越市小仙波町２丁目32番地13
債務者　中野　幸永
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第５４号
愛知県愛西市日置町上川田18番地　Ｖｉｌｌａ Ｗｅｓｔ103
債務者　ＴＫファッションこと　恩田　　隆
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　達志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１８号
新潟県小千谷市大字三仏生3610番地１
債務者　和田　良博
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小村　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第３６８号
宮崎市矢の先町65番地２　平和台コーポ102号
債務者　丹波　　勝
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮路　真賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４０号
岐阜県羽島市竹鼻町1034番地３　（レオパレスにしまとば107号室）、前住民票上の住所愛知県江南市山王町本郷199番地
債務者　ガレージＬＵＳことＧａｒａｇｅＬＵＳこと　児玉　勝年（旧姓小嶋・山本）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　尚之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第３０１号
愛知県あま市本郷花ノ木26番地３
債務者　愛神コーポレーションこと　神谷　智
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川龍伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２２１号
札幌市豊平区福住３条９丁目４番８号
債務者　中谷　剛志
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２２７号
北海道石狩市花川南２条６丁目260番地　サザンフローラ102号
債務者　滝口　昭一
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３４号
札幌市東区伏古３条４丁目２番10―302号
債務者　田口　正之
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４４号
札幌市北区屯田７条３丁目１番22―202号
債務者　中川　栄一
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２６０号
札幌市清田区平岡４条７丁目１番14号　カメリアハイツＣ―103号
債務者　小笠原弘子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２７０号
札幌市白石区川下４条４丁目３番15号　パルケ川下208号
債務者　大坪　典子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部